

税務キヤッチ・アップ

消費税関係

消費税の「みなし譲渡」

1 はじめに

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食業や宿泊業は大変な不況にさらされており、廃業する個人店舗をちらほら見かけようになってきた。飲食業・宿泊業に限らず、様々な業種においても、厳しい経営を強いられ、事業の廃止を検討せざるを得ない状況に陥っている企業もあるであろう。

思い切って事業の廃止をする場合、法人企業であれば解散・清算手続きをする過程で、法人所有の車などの固定資産を売却し、少しでも現預金への換金を行うため、その売却に伴う消費税は正確に把握され申告納税が行われるが、個人事業主である場合、事業の用に供されていた固定資産を廃業時に売却せず、そのまま個人で家事用として使用する場面がよくあり、その際の「みなし譲渡」相当分の消費税の申告納税が漏れてしまうケースが見受けられるので注意が必要である。

2 みなし譲渡

事業用資産の購入や売却時には、非課税等のものを除き消費税が課されるが、「個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用」は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされ、消費税の課税対象とされるのである(消法4⑤一)。

これを消費税法の「みなし譲渡」という。この他に「法人が資産をその役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう)に対して贈与した場合における当該贈与」(消法4⑤二)も「みなし譲渡」に該当する。

例えば、個人事業主が事業用として車両を購入した場合には、その購入に係る消費税は、購入事業年度の納付すべき消費税額の計算時に仕入税額控除として控除計算が行われており、当該車両が他者へ売却された場合には、その売却に係る消費税は売却時の事業年度の納付すべき消費税として計算し納付される。しかし、この車両を他者へ売却せずに事業主の家事使用として利用形態の変更のみを行った場合には、「みなし譲渡」を適用しないと当該車両に係る消費税は控除を受けただけで終わってしまい、課税の公平が保たれなくなってしまうのである。

3 個人事業の廃業時

消費税の課税事業者である個人事業主が事業を廃止した場合、その廃止の日の属する課税期間に係る消費税の申告が必要である。また、事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したものととして、事業として対価を得て当該資産を譲渡したものとみなされ、非課税取引に該当しない限り、消費税の課税対象となるのである。この場合、

当該事業を廃止した時の当該資産の通常売買される価額(時価)に相当する金額を、当該事業を廃止した日の属する課税期間の課税標準額に含める必要がある(消法28③一)。

事業を廃止した時の時価を調べるのが困難である場合、減価償却の未償却残高をその価額とする事も認められており、一般的には未償却残高の方がよく用いられているようである。

また、消費税申告において簡易課税制度を適用している場合には、その営む本業の事業の種類のいかんを問わず、「みなし譲渡」に該当する価額については、第四種事業に該当することとなる(消令57,消基通13-2-9)。

4 まとめ

個人事業を廃止する場合には、青色申告決算書等に記載されている固定資産の未償却残高を必ず確認し、売却処分等を行わずに家事使用とする場合には、その残高は消費税の課税売上高に計上しなければならないことを確認する必要がある。

また、これらの「みなし譲渡」とされた固定資産の価額は、所得税の計算において、事業所得ではなく総合譲渡所得として扱われることとなり、事業所得が損失である場合には損益通算をすることが可能である。(所法33, 69)

(右山研究グループ
税理士 山本 裕子)